

「人から人へと受け渡される信用貨幣」というイメージについて — 人類学者と歴史学者による信用貨幣に関する記述をめぐって —

On a Popular Image that Credit Money is Handed Over from One Person to Another:
A Reconsideration of Two Credit Money Descriptions by an Anthropologist and a Historian

齊藤 誠*
SAITO Makoto

In this paper, I carefully examine why David Graeber, an anthropologist, considers ancient Babylonian tablets contained in cases as credit money, and how Eiji Sakurai, a historian, compares medieval Japanese checks/notes to contemporary central bank notes. Then, I point out that they reach a seemingly appealing conclusion that credit money was circulated in ancient Babylonia (due to Graeber) and medieval Japan (due to Sakurai) by not presenting any historical evidence, but confusing transfer of ancient/medieval debt instruments with circulation of modern money.

Keywords: credit money, transfer of debt instruments, circulation of money, central bank notes.

* 名古屋大学大学院経済学研究科
Graduate School of Economics, Nagoya University

I. 「人から人へと受け渡される信用貨幣」というイメージ

本稿では、マクロ経済学者として、経済学の外側で議論されている信用貨幣論に真摯に向き合ってみたい。ただし、そうしたテーマを一般的に論じるのではなく、金融史や貨幣史にも強い関心を持つ人類学者のデービッド・グレーバーと中世日本史を専門とする歴史学者の桜井英治の非常に興味深い信用貨幣論を取り上げていく。グレーバーは、古代バビロニアにおいて乾燥粘土で作られた（ケースに包み込まれた）タブレットが信用貨幣として流通していたと推定し、桜井は、中世日本において割符（さいふ）と呼ばれる為替／約束手形が現代の紙幣のように流通していたと類推している。

本稿では、経済学者が、信用貨幣に限らず貨幣全般を、機能面、とりわけ、決済や支払の手段として理解しようとしているのに対して、人類学者や歴史学者が、信用貨幣について「債務証券が人から人へと譲渡される現象」を重視しているというコントラストに焦点をあててみたい。

金や銀の地金から造られ、通貨価値がその地金価値（内在価値）に直接間接に左右される鑄造貨幣は、まさに、「人から人へと受け渡される貨幣」というイメージが妥当するものである。ところが、当該の人類学者や歴史学者の信用貨幣論に接してみると、貨幣素材に由来する内在価値を有しないことから、鑄造貨幣と対峙されるはずの信用貨幣を議論するに際しても、彼らは、「人から人へと受け渡される貨幣」というイメージから離れようとしなない。

しかし、経済学的に見れば、「譲渡される債務証券」が、直ちに「受け渡される信用貨幣」となるわけではない。それが貨幣と解釈されるためには、「譲渡される債務証券」が貨幣の機能をはたしていなければならない。たとえば、債券は、まさに「譲渡される債務証券」ではあるが、だからといって、債券が直ちに貨幣と解釈されることはない。多くの場合、債券が貨幣的な機能をはたしているとは考えにくい。もちろん、例外もあって、財務省が発行する債券である国庫短期証券が貨幣に類似すると考えられているのは、国庫短期証券が大口の支払手段として貨幣のように用いられるからである。

まずは、経済学の立場から、現代社会における貨幣の機能を定義しよう。マクロ経済学や金融論の標準的な教科書では、(1)通貨単位の提供、(2)価値貯蔵

手段、(3)交換媒体という3つの機能があげられる。ただし、3番目の交換媒体については、通常、財と貨幣の交換が念頭に置かれているが、貨幣がさまざまな債務の返済（支払）にあてられる側面にも着目して、より一般的に、支払手段と呼ばれることも多い。支払手段としての貨幣という場合、貨幣保有者は、自らが負う債務（売買における買掛債務を含む）を、自らが保有する貨幣で支払う機能を指している。

現代の信用貨幣は、債務証券が上の3つの機能を担っている。本稿では、歴史をさかのぼって信用貨幣を考察するので、現代の信用貨幣のように3つの機能を同時に担っているとはいえないところがある。しかし、本稿では、古代や中世の信用貨幣であっても、(3)の機能は貨幣の必要要件と考えていく。

さて、もう少し、議論を掘り下げていこう。

一般の人びとが抱く貨幣の典型的なイメージは、貨幣が人から人へと手渡され、次から次へと売買や貸借の決済をしていくような風景であろう。このようにして人びとのあいだを駆け巡る貨幣が債務証券（貸借証券）である場合、その貨幣は**信用貨幣**と呼ばれている。たとえば、紙幣¹⁾は、中央銀行（日本であれば、日本銀行）が発行した債務証券である。一方、民間銀行の当座預金から振り出された手形・小切手の場合、小切手や約束手形は振出人の、為替手形は支払人の、それぞれ債務証券である。

このように説明される信用貨幣を的確に理解するのが非常に難しいのは、「人びとのあいだを駆け巡る債務証券」に関して抱くイメージに、微妙な、しかし、本質的な差異が存在するからである。現代社会における信用貨幣の流通には、似たように見えて異なる次のような3つの風景がある。

第1に、紙幣の場合、債務者である中央銀行が圧倒的な信用力を有している。高い信用力に支えられている紙幣は、まさに不特定多数のあいだで駆け巡っている。たとえば、本の売買で5千円札が手渡される場合、本の購入者と本の販売者（書店）は、まったくの赤の他人であっても差し支えない。書店は、紙幣が手渡されるかぎり、本の購入者の信用力について配慮する必要などないからである。

第2に、手形や小切手も、信用貨幣として売買や貸借の決済の役割を果たしている。小口取引の支払であれば、紙幣で間に合うが、大口取引の支払では、紙幣は不便で仕方がない。たとえば、4億円の土地取引の場合、1万円札を100枚ずつ束ねたものを400束準備しようと思えば、大きなジュラルミンケース

が必要となる。一人ではとても持ち運べるものではない。しかし、4億円の金額を記入した小切手を手渡せば（正確には1日前に手渡さなければならないが）、それで土地決済を行うことができる。

しかし、手形・小切手の場合、紙幣のように不特定多数のあいだで駆け巡るわけではない。最初に振り出されたときの振出人、支払人、受取人を、日々の経済取引を通じて知る人びとのあいだで、手形・小切手が譲渡されていく。「手形・小切手の債務者である振出人や支払人に返済力があるのか」、「手形・小切手が振り出された受取人は、振出人とのあいだに正当な経済取引あるのか」といったことは、取引関係者でないと正確に判断することができないからである。そのような制約があることから、手形・小切手の譲渡は、取引関係者のあいだでルーティン化した売買の決済に用いられることが多い。

第3に、「信用貨幣が駆け巡る」といっても、普通の人びとが決して見ることができないようなケースもある。各民間銀行が中央銀行に開いている当座預金も典型的な信用貨幣なのであるが、当座預金の口座間で資金が駆け巡っている。たとえば、企業Aが自らの取引銀行甲から企業Bの取引銀行乙に送金をする場合、その送金は、中央銀行に開かれている甲銀行の当座預金口座から乙銀行の口座に振り替えられる。

要するに、同じ銀行内にある口座間で振り替えることができない決済資金の移動は、中央銀行にある各行の当座預金口座間で振り替えられることになる。日常、大量の資金が異なる民間銀行間で移動するが、すべて中央銀行の当座預金の振替を経由している。そうした資金のやり取りは、民間銀行の顧客である企業や個人は決して目にする事ができない。甲銀行と乙銀行のあいだで現金輸送車が行き来するわけではないのである。

以上は、現代社会において信用貨幣が流通している3つの典型的な風景である。本稿全体のポイントになっていくが、「債務証券が信用貨幣として人びとのあいだを駆け巡る」という姿は、近代や現代の経済社会に典型的な現象なのである。

ここで注意をしなければならないのは、「経済を駆け巡っている信用貨幣」はかならず債務証券であるが、「経済を駆け巡っている債務証券」はかならずしも信用貨幣でないという点である。たとえば、債券は、企業が資金調達のために発行した債務証券であり、投資家や企業のあいだで譲渡される。しかし、債券の譲渡は、決して、信用貨幣の流通ではな

いのである。

そのようにいうと、読者は、「手持ちの債券を売って土地を購入する場合、債券の譲渡は、土地資金の決済の役割を果たしているのではないか」というかもしれない。しかし、よく考えてほしい。そうした場合であっても、信用貨幣として土地購入の決済の役割を果たしているのは、債券の売却資金が振り込まれた売却者の当座預金であり、そこから振り出された小切手である。仮に、債券が信用貨幣というのであれば、土地購入者が債券の譲渡人であり、土地売却者がその債券の譲受人でなければならない。しかし、土地の購入者は、通常、自ら保有する債券を、土地の売却者以外に売るであろう。

本稿では、グレーバーと桜井の信用貨幣論における魅力的な主張が、実は、現代社会における信用貨幣の流通にかかわる3つの風景のいずれかと混同してしまったり、債務証券の譲渡を信用貨幣の流通と早合点してしまったりという誤解に起因していることを明らかにしていく。そして、彼らの誤解が、信用貨幣の本質を正確に理解するうえで若干の障害となってきたことを指摘したい。

II. 現代の信用貨幣制度のありようから類推される古代・中世の信用貨幣の姿

読者は、すでに私の書きぶりが混乱していると考えているのではないだろうか。グレーバーと桜井は、それぞれ古代と中世という歴史的な文脈で信用貨幣を論じているにもかかわらず、現代社会における信用貨幣の流通のありようを参照点とするのは、確かに、ちぐはぐなように見えるかもしれない。

しかし、彼らの信用貨幣論の斬新な主張には、当時の史料によって厳密に検証された結果というよりも、史料で検証することが非常に困難な部分を、現代の信用貨幣のありようから類推して埋め合わせている側面がある。そして、現代の信用貨幣制度からの類推にすぎない主張に基づいて、「過去の貨幣制度にも、すでにモダンな側面があった！」かのような、一見すると、魅力的で、ロマンティックな印象を、読む者に与えている。

1. 債務証券の譲渡と信用貨幣の流通

(1) 古代バビロニアで譲渡されていた粘土板の債務証券

グレーバーは、『負債論』において、信用貨幣こ

そが貨幣の原型であり、信用貨幣が古代より流通していたと主張している。グレーバーがその論拠として持ち出している事例の1つは、古代バビロニアで乾燥粘土から作られた債務証書である。

紀元前2000年ごろに古代バビロニアでは、タブレットと呼ばれた乾燥粘土に楔形文字で債務契約の内容が記録された。そのタブレットをすっぽりと包み込む乾燥粘土のケース（石鹸箱ぐらいの大きさ）の片方の面にはタブレットと同じ契約内容が記され、他方の面には債務者を象徴する紋章が刻まれた。ここでは、タブレットを債務内容が記された契約文書、ケースを契約文書が入れられ、密封された封筒と考えればよい。

返済期日には、ケースを割ることによって、中身のタブレットの内容と照合された。期日前にケースを割ってしまえば、債務証書自体が無効となってしまうので、ケースの中にあるタブレットに記載された帳簿内容を改竄することができなかった。この場合、帳簿は、債務者の側に保管されていたのではなく（債務者は、債務内容を記した控えを持っていたのかもしれないが）、ケース（証書）が債権者から債権者に譲り渡されるたびに、そこに包み込まれたタブレット（帳簿）も同時に移動した。

タブレットを包むケースが債務証書として譲渡されていたと推測できるのは、現代でもわずかに残るタブレットの文面からである。古代バビロニアで乾燥粘土のタブレットにアッカド語（アッシリア語）の楔文字で刻まれた債務文言を研究した Pruessner (1928) には、以下のような債務証書が報告されている。

5 sekels（注：重量単位）の純銀は、Samas 寺院のSaとIndiniatumから、寺院の定める金利で、Samas-mutabbilの息子であるIdin-AdadとHumtaniが借りた。市の壁のみんなに見える場所で、彼ら（注：債務者）は、タブレットの持参者（bearer）に対して純銀と金利を支払わなければならない。

（3人の証人、Hammurabiの35年〔注：紀元前2090年〕、Elulの月）

上の債務証書では、最初に純銀を貸したSamas寺の関係者ではなく、期日にタブレットを持参した者に対して、債務者であるIdin-AdadとHumtaniが寺院の定める利息をそえて純銀を返すことになってい

た。すなわち、債権者の交代が、あらかじめ想定されていた。

確かに、タブレットを持参した債権者に対して債務者が返済を行うように記載されていたことは、タブレットを包んだケースが人から人へと譲渡されていた証となるであろう。しかし、それだけでは、債務証書が譲渡されていた証明になっても、債務証書が信用貨幣として流通していた証明にはならない。

（2）債務証書の譲渡は信用貨幣の流通ではない

残念ながら、タブレットを包んだケースがどのように譲渡されていたのかは、史料から明らかにすることができない。しかし、債務証書が信用貨幣として流通していたと断定することは、かなり難しいのではないであろうか。

とりあえず、タブレットが信用貨幣であったとしよう。期日に返済されるものは、相当の銀地金や穀物であったことから、小口売買の決済というよりは、大口売買の決済や大口貸借の返済に使われたのであろう。たとえば、大口売買（たとえば、家畜取引）の売掛債権者は、信用貨幣としてタブレットを受け取ったのかもしれない。あるいは、タブレットの所有者は、自らの債権であるタブレットによって自らの債務を弁済したのかもしれない。

しかし、そのような大口取引の風景を想像すること自体が、すでに、現代社会からの類推をしていることにならないであろうか。現代にあっては大口売買を信用貨幣で決済することは当然であるが、古代社会においてどのように大口決済が行われていたのかは、まったくわかっていない。そもそのことをいえば、土地などの実物資産が、売買の対象になっていたのかどうかさえよく分かっていない。

また、債務証書の元本が共通の通貨単位（しばしば、計算貨幣と呼ばれるが、金属片や紙片のような物理的な実態を持つ貨幣媒体のことではない）で記されていて、利子によって元本を割り引く慣行が定着している現代社会にあっては、自ら保有する信用貨幣（債権）によって、自らの債務を返済（相殺）することが頻繁に行われている。

しかし、古代社会では、決して当たり前のことでなかったであろう。たとえば、期日に穀物で返済されるタブレット（債務証書）によって、銀地金で返済することを約束した自らの債務を弁済することなど、なかなか想像できない²⁾。

せいぜい想像できるのは、たとえば、銀地金を貸

してタブレットを得た債権者が、急に物入りになって、保有するタブレットを銀地金と交換するようなケースである。この場合、タブレットは、銀地金を支払った者に譲渡されるが、タブレット自体が貨幣の役割を果たしているわけではない。タブレットと交換された銀地金の方が、**秤量貨幣**³⁾として支払手段の役割を果たしている。

こうして見てくると、古代バビロニアのタブレットは、信用貨幣の原型と考えるにはかなり無理がある。それにもかかわらず、なぜ、グレーバーを含む多くの優れた研究者たちが、信用貨幣の原型と考えてしまったのであろうか。

この点は想像するしかないが、乾燥粘土のタブレットにアッカド語で刻まれた“to the bearer of their tablet”（「タブレットの持参者に」）という文言が、現代社会で信用貨幣として流通している手形や小切手の「持参人払い」の文言を想起したからではないであろうか⁴⁾。古代バビロニアで粘土板に記された債務証書の譲渡が信用貨幣の流通のように解釈されたのは、史料で検証することが困難な部分が現代社会の制度からの類推で埋め合わされたからであろう。

2. 譲渡される手形と不特定多数のあいだで流通する紙幣

(1) 割符は紙幣なの？

桜井は、中世日本において、割符（「さいふ」と読む）と呼ばれる手形が高額紙幣として流通していたと主張している。たとえば、中公新書から出されている『贈与の歴史学』には、以下のような記述がある。

割符には一個一〇貫文の定額手形が多かったことである。それらは一つ、二つと個数で数えられ、一つといえば一〇貫文、二つといえば二〇貫文をさしたが、定額面であることは、人から人へ転々と譲渡されうる、紙幣的な機能がそこに期待されていたことを示している。一〇貫文といえば、ほぼ今日の一〇〇万円に相当するが、中世後期の経済はそのような高額紙幣としての機能をもった特殊な手形をも発達させたのである。(112頁)

上の文章では、「紙幣」という言葉が2度出てくるが、最初の「紙幣的な機能」はやや控えめな記述

であるが、2度目の「そのような高額紙幣」は「割符が紙幣である」と断定しているのに等しい。ただし、専門書（『日本中世の経済構造』）の方には、「割符とは中世において一種の紙幣として機能していたのではないか、そのような印象さえ禁じえないところである」（362頁）とあって慎重に断定を避けている。

しかし、新書だけを読んだ読者は、「中世日本には、10万円札が流通していた！」と感銘を受けるにちがいない。そして、第1節の最初のケースのように、「不特定多数の人びとのあいだを駆け巡る高額紙幣」をイメージすることであろう。

ここで読者に注意してほしいところであるが、本稿では、桜井が、「割符≒紙幣」と断定しているか否かを重視しているわけではない（専門書の方の記述に従えば、桜井は決して断定していない）。本稿が着目しているのは、桜井が、人から人へと手渡される割符に対して、現代の紙幣のイメージを重ね合わせている点である。

(2) 数個の割符で土地取引を決済したのであろうか？

中世日本で振り出された割符と呼ばれる約束手形や為替手形に関する研究は、非常に高度なものであり、豊かな内容を備えている。桜井がそうした研究の最先端で多大な貢献をしてきたことは誰しもが認めるところである。本稿も、桜井の論考全体を批判する意図はまったくなく、「割符が紙幣である」という類推（繰り返しになるが、断定ではない）について、若干の疑義を呈しているだけである。

桜井たちの研究によると、割符は、地方の荘園に向かった商人が年貢米の売買を決済するために、あるいは、荘官（荘園現地の管理者）が京の荘園領主へ年貢米を換金した資金を送るために用いられた為替手形（為替文言の割符）や、約束手形（預かり文言の割符）であったことを丹念に証明している。したがって、割符は、決済や送金の役割を担った、紛れもない信用貨幣であった。

桜井は、そうした割符が、地方の荘官から京の荘園領主に送られる前に譲渡されていた事実をもって、割符が信用貨幣として人から人へと手渡されていたと断定している。さらに、彼は、そうした割符を紙幣と類推している根拠として、受取人が特定されていない持参人払いの手形であったことと、手形額面が10貫文に標準化されていたことをあげてい

る。

確かに、現代の中央銀行が発行している紙幣（正確には、中央銀行券）も、額面が標準化された（たとえば、1万円札）、持参人払いの小切手である。形態上で唯一の違いは、割符が期日の定められた手形であるのに対して、紙幣は期日の定めのない小切手である。

当時、主として売買決済に用いられていた**鑄造貨幣**⁵⁾の銅銭は、1枚が1文に相当する**計数貨幣**⁶⁾であった。10貫文は、1万文に相当したので、10貫文の割符は、銅銭1万枚の価値があった。桜井がいうように、割符が紙幣であったならば、1文100円とすると、10貫文の割符は100万円の高額紙幣だった。

問題は、紙幣の容貌をした割符が譲渡されていた事実をもって、割符が紙幣のように信用貨幣として流通していたと判断してよいのかどうかである。割符が紙幣として流通していたと主張するのであれば、割符が大口売買（たとえば、土地取引）の決済や大口貸借の返済に用いられていたことを明らかにしなければならない。言い換えると、売掛債権者を含む債権者の方が、割符保有者の（買掛債務を含む）債務の弁済手段として、割符を受け取っていたことを証明しなければならない。

当時の史料から分かっているのは、土地などの大口取引であっても、小額（1文）の銅銭で決済されていたことである。たとえば、数十万貫文相当の土地を取引した場合、数万枚の銅銭で決済されていた。

1万枚の銅銭を米俵のように束ねたものは、40キロ弱の重量があったので、銅銭による大口決済は、ずいぶんと煩雑だったにちがいない。だからといって、数十万貫相当の土地が数個の割符で決済されたという記録は、残念ながら残っていない。したがって、状況証拠を積み重ねて、高額（10貫文）の割符が大口決済に用いられていたことを明らかにしなければならないであろう。

(3) 為替文言の割符と預かり文言の割符

しかしながら、桜井の著作を読んでも、あるいは、のちに続く研究者（たとえば、『東アジア国際通貨と中世日本』を著した井上正夫）の著作を読んでも、割符が広い範囲で譲渡されていた可能性に納得したものの、割符が紙幣のような信用貨幣として流通していたことには、どうしても同意することができな

かった。以下にその理由を述べてみたい。

まずは、割符が譲渡されないケースを参照点として考えてみよう。

為替文言の割符（為替手形）の場合、京から荘園に年貢米の買付に来た商人が現地で為替手形を振り出し、年貢米と交換に割符を荘官に手渡した。この為替手形の支払人である京にいる割符屋（ある種の金融業）は、買付の商人から送られてきた年貢米を換金して、割符の支払原資とした。荘官は年貢米の売却で得た割符を京の荘園領主に送り、荘園領主は割符屋で割符を換金した。場合によっては、現地の荘官と年貢米の買付商人のあいだに取次主（現代の金融取引になぞらえると、ブローカーでなく、ディーラーである）が仲介に入ることもあった。

一方、預かり文言の割符（約束手形）の場合、年貢米の買付をする商人が、荘園に向かう前に、京の割符屋に現銭（銅銭）を入れ、代わりに割符屋が振り出した割符を受け取った。商人が預かり文言の割符を携えて荘園に向かい、荘官への割符の引き渡しによって年貢米を買い付けた。そして、為替文言の割符と同じように、荘官は京の荘園領主に割符を送り、荘園領主はその割符を振り出した割符屋で換金した。

為替文言の割符と預かり文言の割符の実質的な違いは、為替文言の割符の場合、荘園に年貢米の買い付けに行った商人は、買い付けた年貢米を割符屋に送らなければならなかった。しかし、預かり文言の割符の場合、買い付けに行った商人は、すでに年貢米の代金を京の割符屋に支払っていたので、買い付けた年貢米を現地で自由に処分できた。たとえば、京都とまったく異なるところへ年貢米を出荷することができた。

(4) 紙幣の流通なのか、証券の売買なのか？

それでは、上のように、振り出された割符が、（取次主の仲介があるにしても）直接、荘官に手渡されるケースではなく、何人もの手を経たうえで荘官に行き着くケースとは、どのようなものであろうか。

桜井や井上は、いくつもの状況証拠をもって、京や京周辺で振り出された為替文言の割符⁷⁾や預かり文言の割符が、さまざまな人びとの手を経て地方の荘官のもとにたどり着いたケースがあったことを示している。

しかし、桜井や井上たちが描いている割符の譲渡の姿は、紙幣の流通とまったく異なるように見え

る。彼らの論文を読んでいると、譲渡のプロセスにある割符は、支払や決済の機能を担う信用通貨というよりも、あたかも、「京や京周辺への大口送金の機能を備えた証券」のように売買されていたとしか解釈できない。

年貢米を売却した資金を京の荘園領主に送らなければならぬ荘官にとって、そのような証券は大変にありがたかったにちがいない。1万枚の銅銭の束よりも、1個の割符を京に送った方が、はるかに容易であったであろう。

もちろん、証券としての割符の売買（大口の売買）を決済していたのは、現銭（銅銭）であった。たとえば、荘官たちは、取次主から、（取次主への手数料を上乗せした）1万枚以上の銅銭を米俵のように束ねて、証券としての割符を1個購入していた。この場合、取次主は、まさに証券ディーラーの役割を担っていた。割符の譲渡を証券の売買と考えれば、割符の額面が10貫文に標準化されていたことも合点がいく。

ここからは、推測になってしまうが、割符が広範囲で不特定多数の人びとのあいだで紙幣のような決済の機能を担っていくためには、いざとなれば、近場で持ち込んだ割符が換金できるような環境がぜひとも必要であろう。それが、京や京周辺の割符屋でしか、持ち込んだ割符に対して支払（換金）を受けられないとすると、為替文言の割符であれ、預かり文言の割符であれ、紙幣のように流通することはできないのではないか。

仮にそのような可能性があったとすると、割符の譲渡（正確には、売買）においてディーラーの役割を担っていた各地の取次主と京・京周辺の割符屋のあいだに支店と本店の関係が打ち立てられていたケースであろう。しかし、残念ながら、割符やと取次主のあいだの本支店関係は、史料によって裏付けられていない。

中世から時代が下って、江戸時代になると、有力な両替商は、江戸や大坂をはじめとしていくつかの主要都市に本支店を展開した。その結果、高い信用力を備えた両替商が振り出した手形は、信用貨幣として広範囲で流通していた。

いずれにしても、中世日本の割符は、確かに買付や送金の役割を果たした信用貨幣であったが、その譲渡をもって割符が紙幣として流通していたというのは、拙速な主張だと思う。

そうしたせっかちな主張の背景は、案外に単純

で、定額額面で持参人払いの（為替・約束）手形である割符の容貌が、額面が標準化された持参人払いの小切手である現代社会の紙幣の外見に似ているからにすぎないのではないか。ここでも、史料によって検証が困難な部分があるが、現代社会の信用貨幣制度からの素朴な類推によって埋め合わされるという操作が認められる。

Ⅲ. 現代の信用貨幣制度の原型とは？

1. 古代・中世の信用貨幣は現代の信用貨幣とまったく違う風貌だった！

グレーバーや桜井の論考を読んでいると、彼らは、現代社会に普及している信用貨幣制度の原型が、「人びとのあいだを駆け巡る債務証書」にあると決めつけているようにも思えてしまう。

現代の洗練された信用貨幣制度は、18世紀にイギリスで誕生し、18世紀から19世紀にかけて欧州全体に広がったが、欧州における古代や中世の信用貨幣は現代のものとはまったく異なっていた。欧州の同時代の史料で確認されているかぎりでは、古代や中世にも、信用貨幣は、あるにはあった。しかし、紙片（手形・小切手や紙幣）という文書が人から人に手渡されるのではなかった。1つの銀行にある複数の口座について、銀行家の立会のもと、支払人（債務者）と受取人（債権者）のあいだで口頭による口座振替を指示することで決済がなされた。

支払指示が口頭から、手形や小切手の原型となる文書に変わったのは、ようやく15世紀ごろであった。さらに、それらの文書が譲渡可能になったのは、なんと17世紀に入ってからであった。そして、18世紀以降、そうした銀行を基軸とする振替決済システムが進化して、第1節で見てきたような洗練された信用貨幣制度が生まれたのである。

古代について木庭顕『新版 ローマ法案内』、中世や近世についてUsher (1934)、古代から近世についてGeva (2011)などを参考しながら、欧州における信用貨幣の歴史をもう少し詳しく見ていこう。

古代のギリシャやローマ⁸⁾の銀行は、口座振替によって決済機能を提供していた。上述のように、支払人、受取人、銀行家が銀行（公開の場に位置していた）に集い、受取人や証人が見守るなか、支払人が銀行家に対して、口頭による口座振替の指示をすることで支払や決済が行われた。公証人を兼ねる

銀行家は、口座振替の内容を帳簿に記録した。その帳簿は改竄されないように工夫され、人びとに公開されていた（閲覧可能であった）。

こうした銀行を舞台とする口座振替は、受取人を債権者、支払人を債務者とする債権・債務関係に基づいていることから信用貨幣である。しかし、紙片（手形、小切手、紙幣）や金属片（鑄貨や硬貨）が介在することなく、銀行帳簿上の振替だけで決済が行われることから、信用貨幣とはいわずに、**帳簿貨幣**と呼ばれることが多い。

ヨーロッパの銀行が古代から中世にかけてどのような変遷を経たかは、残念ながら、史料で十分に確認することができない。しかし、中世になっても、古代の帳簿貨幣の性格は、おおむね引き継がれていった。銀行帳簿が公開とされる慣習も残った。

口頭による振替指示が文書によるもの変わったのは、ようやく15世紀ごろである。銀行家の立ち合いで支払人と受取人のあいだで口頭による振替指示をする代わりに、支払人が受取人に対して支払指示を記した文書を渡し、受取人がその文書を銀行に持ち込んだ。この文書が手形や小切手の原型となっていく。

このように「口頭によるもの」から「文書によるもの」へと振替指示が変わってきたのは、経済取引が活発になって口座振替の頻度が高くなったからだけではなくただけでなく、経済取引の地理的な範囲が拡大したという事情もあった。送金のような遠方での支払は、支払人と受取人が同時に会することができなかったが、為替手形のような文書の送付であれば、遠方への送金も可能となった。なお、振替指示が文書になっていくと、銀行帳簿の内容は個人情報とされ、公開されなくなった。

手形や小切手が譲渡可能になったのは、さらに遅れて17世紀になってからである。当初は、譲渡可能といっても、1、2度の頻度であったので、譲渡の署名は表書きであった。しかし、譲渡の頻度が高まるにつれて、譲渡の署名が裏書きされるようになった。

2. 人びとのあいだを駆け巡る信用貨幣は近代に典型的な現象である！

手形や小切手が普及し、それらの譲渡が活発になると、振替の範囲が銀行間にまたがることが多くなった。特に、銀行自体が振り出す持参人払いの小切手（銀行券と呼ばれる）が広まって、銀行間の振

替の必要性が飛躍的に高まった。それでも、限られた数の銀行のあいだであれば、お互いに当座預金口座を持ち合うことで銀行間の決済ができた。

しかし、数多くの銀行のあいだで振替決済をするためには、相互に当座預金口座を持ち合うという仕組みだけでは対応できなくなった。そこで、中心的な役割を果たす銀行が出てきて、それ以外の銀行は、中心的な銀行に当座預金を開設した。銀行間にまたがる決済は、中心的な銀行にある各行の当座預金の口座振替によってなされた。このようにして民間銀行による振替決済システムが整備されてきた。

手形や小切手は、高度な振替決済システムのもとで、どこの銀行でも容易に換金できることから、信用貨幣としての機能がさらに高まった。そして、手形や小切手が振り出される当座預金そのものが貨幣とみなされ、**預金通貨**と呼ばれるようになった。

18世紀から19世紀にかけて、多くの国々で、中心的な銀行は中央銀行として確立した。また、中央銀行の振り出した持参人払いの小切手が唯一の銀行券（紙幣）として流通するようになった。ここに、第1節で紹介したような洗練された信用貨幣制度が成立したのである。

やや横道にそれてしまいが、近代的な信用貨幣制度では、貴・卑金属から造られた硬貨（正式には、**補助貨幣**と呼ばれる）も、紙幣と同じように中央銀行の債務証書となった。その結果、紙幣と硬貨のあいだでは、額面に応じて交換比率が固定された⁹⁾。たとえば、現代の日本でいえば、10円硬貨100枚、あるいは、100円硬貨10枚は、常に1,000円紙幣1枚と交換される。

読者は、このようなことは当たり前と思うかもしれない。しかし、17世紀までの欧州では、金貨や銀貨には額面が刻まれておらず、2つの鑄造貨幣の交換比率は常に変動していた。少し時代をさかのぼった貨幣制度でさえ、現代の貨幣制度と大きく異なっていたのである。

ここで注意してほしいのは、決済機能を提供してきた銀行は、17世紀ころまで貸出に対してきわめて消極的であったことである。銀行が信用を供与するといっても、当座預金の貸越を許す程度であった。銀行が貸出（資産）と預金（負債）の両建てで積極的にバランスシートを拡大していく信用創造は、18世紀以降に広がった近代的な金融現象と考えてよい。しばしば、信用貨幣というとき、信用創造を念頭に置いて、「信用」が貸出を意味するように解釈

されているが¹⁰⁾、銀行は、信用創造が行われるはるかに前から信用貨幣機能を担ってきた。

いずれにしても、読者には、現代の洗練された信用貨幣制度からの類推によって、古代や中世の信用貨幣の姿を推測することが、あまり意味のないことなのかを理解してもらえらるであろう。そもそも、紙媒体が貴重で識字率が低かった古代や中世において、文書を通じた経済取引が一般的であったと考えること自体、無茶な想定といえるかもしれない。

近代的な信用貨幣制度が確立した欧州について、銀行や金融の歴史を中世や古代にさかのぼっても、そこに登場する信用貨幣は、現代の信用貨幣とまったく異なる容貌をしていたわけである。いわんや、古代のパピロニアや、中世の日本において、現代の信用貨幣を彷彿させるような代物があったと拙速に考えてしまうことは、あまり賢明な推測でないように思う。

3. 中世イングランドを信用貨幣として駆け巡っていた割符棒

もちろん、古代や中世において、債務証書が信用貨幣として譲渡されていた可能性を決して否定できない。幸運にして十分な史料や発掘品がそろっている場合、信用貨幣の流通を厳密に検証することができるであろう。

たとえば、中世イングランドの王室が13世紀ごろより発行した割符棒（ここでは、「わりふ」と読む）は、古代パピロニアのタブレットや中世日本の割符とはちがって、多くのものが現存している。豊富な史料や現物のおかげで、これらの割符棒が信用貨幣として流通していたことが明らかにされている¹¹⁾。

割符棒は、国王に徴税を請け負っている地方長官に対して税の支払を命じたものである。したがって、割符棒は、王室から見れば債権証書であるが、地方長官から見れば債務証書である。王室は、さまざまな財政支出の支払に割符棒を用いていた。すなわち、割符棒は、王室や王室と取引する人々にとって有力な信用貨幣となったわけである。

割符棒は、ハシバミの木棒（15センチから2メートル強の長さ）に、厳密な規則に従って徴税金額を示す刻み目が横方向に入れられていた。その木棒は縦方向に2つに割られた。一方が帳簿として王室に保管され、他方は債務証書として支払のたびに人から人へと手渡された。地方長官が徴税負担分を支払って回収した割符棒は、王室に帳簿として保管さ

れている割符棒と付き合わされた。王室は、2つに割る前の木棒が復元されたことをもって、地方長官によって徴税義務が履行されたことを確認した。

いずれにしても、古代や中世において、債務証書が信用貨幣として流通していたことは、決して当たり前の現象ではなかったのである。

IV. 史料で検証することが困難なことを現代の風景から類推しても…

一般読者向けの『負債論』や『贈与の歴史学』で「信用貨幣は、古代より流通していた!」、 「中世日本には、100万円札が流通していた!」と読むと、読者は、「古代や中世はすでにモダンであった!」とロマンティズムが大いにかきたてられる。あるいは、そうしたステートメントは、近代を超克するとはいかなくても、なにがなんでも近代を相対化したい人びとの琴線に触れる。かくいう私も、かつて、そうであった。

しかし、私のような金融史を専門としない人間でも、もともとの専門書や論文の方を読めば、彼らの魅力的な主張の多くが史料に厳密に検証されているわけではないことがわかる。そして、史料で検証することが困難な部分を、現代の貨幣制度から恣意的に類推するという、せっかちな着想であるが見えてくる。

わたし自身、大いに学ぶところが多かった桜井の『日本中世の経済構造』であるが、ところどころ、立ち止まってしまふ箇所があった。たとえば、以下のような1節である。

割符の信用がこのようなパーソナルな関係によってささえられていた側面は確かに否定できぬところであろう。だが、割符というシステムの総体、いいかえれば、一枚の紙片が一〇貫文という巨大な価値を含んで、しかも国家的な強制もなく流通するという特殊な事態が、いかなる観念によってささえられているのかを問うならば、やはり「文書フェチズム」的な共同幻想の関与を想定しなければ説明しにくいのであるまいか。（『日本中世の経済構造』、265頁）

厳密に定義できない「共同幻想」という言葉を用いて、割符の信用が論じられると、わたしは、本当に戸惑ってしまう。井上の説得的な議論によれば、

割符商（支払人）が支払不能に陥った場合、割符主（振出人）や取次主（割符売買のディーラー）が代わって支払をするという理解があった。そうした人的な信用保証の慣行によって、割符の信用が支えられていた。わたしは、井上のような説明の方がずっと安心するのである。

史料による厳密な検証が続いていた記述を、緊張感を持って読んでいたところで、突然、「共同幻想」のような言葉に出くわすと、わたしは、緊張が緩んでしまう。場合によっては、それ以上先に読書が進まないことさえある。確かに、著者自身のたくましい想像力が読者にロマンティシズムをかきたてるという面はあるし、それが、読書の楽しみといえるのかもしれない。しかし、できればやめてほしいと思う読者も、決して少なくないと思う。

さらには、きわめて魅力的で、とてもロマンティックな主張にいくら接しても、現代の信用貨幣制度を進化させていく有用なアイデアなど、まったく浮かんでこない。それは、マクロ経済学者だけでなく、一般読者にとっても、とても悲しいことではないであろうか。

注

- 1) 3節で述べるように、18世紀までに国家が製造していた金貨や銀貨と異なって、現代の信用貨幣制度においては、100円玉のような硬貨（正式には、補助貨幣と呼ばれている）も信用貨幣であり、中央銀行の債務証券である。ちなみに、日本銀行の発行残高は、2023年末で紙幣が124.6兆円、硬貨が4.8兆円である。発行残高で見ると、紙幣の規模が圧倒的に大きい。
- 2) もちろん、銀地金の価値と穀物の価値を通算できるような計算貨幣（共通の通貨単位）があれば、債権による債務の相殺は可能であろう。しかし、そうした計算貨幣が定着していたのであれば、期日の返済自体を、共通の計算貨幣で表したはずである。しかし、既存のタブレットに記載されている債務証券の返済内容は、銀地金の重量であったり、穀物の数量であったりとはまちまちである。残念ながら、返済自体が何らかの計算貨幣で表されたものはない。
- 3) 貨幣価値が貨幣素材の質や量によって決まる貨幣。
- 4) 単なる推測にすぎないが、譲渡を前提とした債務証券が受取人を特定せずに、持参人払いとされたのは、粘土板で造られたケースには、紙媒体の手形や小切手のように裏書ができず、債権者の交替を記録することが困難だったからではないであろうか。
- 5) 国家が金属地金（金、銀、銅など）から製造した貨幣。

奈良時代から平安時代までは、王朝が銅銭を製造していた。しかし、鎌倉時代になると、王朝に銅銭を製造する能力がなくなり、中国・宋代に製造された銅銭（宋銭）が流通するようになった。室町時代になると、宋銭だけでなく明銭も流通した。

- 6) 貨幣価値が、貨幣の枚数で決まってくる貨幣。計数貨幣である鑄造貨幣は、通常、額面が記録されていないことから、貨幣の枚数そのものが、通貨単位となる。
- 7) 京や京周辺で為替文言の割符が振り出される場合、振出人の商人（莊園に買い付けに向かわない商人）は、支払人の割符商に対して、何らかの債権を有していなければならない。
- 8) 木庭頭『新版 ローマ法案内』によると、古代ローマ社会では、そもそも、債務者の合意のない債権の譲渡が基本的に回避されていた。転付（デーレーガティオ）と呼ばれる債権は変則的に譲渡されたが、そうした債権譲渡が信用貨幣の役割を担ったわけではない。
- 9) 補助貨幣の交換比率が額面に応じて固定された経緯については、Sargent and Velde (2002) に詳しい。
- 10) たとえば、金井 (2023)。
- 11) 以下の記述は、Stone (1975) に基づく。

参考文献

- 井上正夫 (2022) 『東アジア国際通貨と中世日本：宋銭と為替からみた経済史』名古屋大学出版会。
- 金井雄一 (2023) 『中央銀行はお金を創造できるか：信用システムの貨幣史』名古屋大学出版会。
- グレーバー、デヴィッド (2016) 『負債論：貨幣と暴力の5000年』酒井隆史監訳、以文社。
- 木庭頭 (2017) 『新版 ローマ法案内：現代の法律家のために』勁草書房。
- 桜井英治 (1996) 『日本中世の経済構造』岩波書店。
- (2012) 『贈与の歴史学：儀礼と経済のあいだ』中公新書。
- Geva, Benjamin (2011), *The Payment Order of Antiquity and the Middle Ages: A Legal History*, Hart Publishing.
- Pruessner, A. H. (1928), "The earliest traces of negotiable instruments," *The American Journal of Semitic Languages and Literatures*, 44(2), pp.88-107.
- Sargent, Thomas, J., François R. Velde (2002), *The Big Problem of Small Change*, Princeton University Press.
- Stone, Willard E. (1975), "The tally: An ancient accounting instrument," *Abacus*, 11 (1), pp.49-57.
- Usher, Abbott Payson (1934), "The origins of banking: The primitive bank of deposit," *The Economic History Review*, 4 (4), pp.399-428.